

議案第12号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例

次のとおり米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出

鳥取県知事 平井伸治

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の施行に関する条例（昭和45年鳥取県条例第10号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表（第2条関係）					
	事務	市町村等	事務	市町村等	
略			略		
38 削除			38 土地区画整理法に基づく事務のうち、米子市 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地 区画整理事業の施行に関する条例（昭和 45年鳥取県条例第10号）に規定する土地 区画整理事業に係る事務で次に掲げるも の		
			(1) 第110条第1項の規定による清算 金の徴収及び交付		
			(2) 第110条第3項の規定による清算 金の督促		
			(3) 第110条第5項の規定による清算		

金の徴収	
(4) 第111条の規定による清算金の相殺	
(5) 第112条第1項の規定による抵当権等が存する場合の清算金の供託	
略	

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

3 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
別表第1（第2条関係）					
名称		調査審議する事項	名称		調査審議する事項
略			略		
鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項に規定する事項	国土利用計画法第39条第2項に規定する事項	鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項に規定する事項	国土利用計画法第39条第2項に規定する事項
米子境港都市計画	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	米子境港都市計画	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

		第56条第3項に規定する事項
事業米子駅前通り 土地区画整理審議会		
米子駅前通り土地 区画整理事業評価員	土地区画整理法第65条第3項に規定する 事項	
		略